

滋賀県災害廃棄物処理計画（素案）【概要】

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の経緯・目的等

- 東日本大震災、熊本地震を踏まえ、将来起こり得る大規模災害に備えるため策定。

- 【目的】
- ①災害廃棄物の適正かつ迅速な処理による早期の復旧・復興
 - ②必要な手順、役割等をあらかじめ想定しておくことで発災直後の混乱を最小化
 - ③県内市町による災害廃棄物処理計画の策定に資するものとする

第2節 計画の位置づけ

- 滋賀県廃棄物処理計画の下位計画に相当し、滋賀県地域防災計画を補完するもの。

第3節 本県の地域特性

- 内陸県で、県土中央部には我が国最大の湖で近畿約1,450万人の水源でもある琵琶湖がある。
- 1909年（明治42年）姉川地震以降、大量の災害廃棄物発生事例は少ない。
- 琵琶湖西岸断層帯地震の被害が大。南海トラフ巨大地震の発生確率が比較的高いと想定。

第4節 対象とする災害と災害廃棄物

- 「地震災害および水害、その他自然災害」に伴う廃棄物が対象。※国の災害廃棄物対策指針のとおり※国の災害廃棄物対策指針と同様に、放射能汚染対策に関する事項は本計画の対象としない。ただし、隣県の福井県若狭地域の原子力施設立地や、当該廃棄物が発生した場合の影響等を考慮し、参考として、資料編に国による東日本大震災における原発事故で生じた放射性物質汚染廃棄物の処理に係る対応を記載する。

- 下表のとおり、発生量、要処理量が多く、県内処理（焼却処理・埋立て処理）は困難。
- 下表のとおり、相当な面積の仮置場が必要となるが、確保が進んでいない。
- 【災害廃棄物の発生量・要処理量（推計）】

地震	発生量	可燃物要処理量	処理期間	不燃物要処理量※埋立て
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	51.0万t	約4年超	159.8万t
南海トラフ巨大地震	123.1万t	16.4万t	約1年超	51.2万t

【仮置場の必要面積（推計）】

地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	121.5ha	61.5ha
南海トラフ巨大地震	123.1万t	38.6ha	27.8ha

第5節 滋賀県の災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 早期の復旧・復興のための計画的な処理（⇒原則として3年以内に処理完了）
- 県内の処理体制の確保および広域処理等の推進（⇒県内処理が困難な場合は県外で広域処理）
- 災害廃棄物の再生利用および減量化（⇒最終処分量（埋立て処理量）を減らす）
- 市町や国、事業者、県民との連携・協力の推進（⇒第6節の主体や他県、災害ボランティア等と連携）

第6節 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割

主体	主な役割
市町	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から処理体制を整備し、災害時には災害廃棄物の処理主体として処理を担う 他市町や他県での災害時に、支援側として処理の受入れ等を担う
県	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から市町の処理体制整備の支援、災害時には市町による処理への技術的助言、支援に係る広域調整、県域の進捗管理を担う 市町が対応困難な場合、市町に代わり処理を担う 他県での災害時に、支援側として処理の受入れ等の調整を担う
国	<ul style="list-style-type: none"> 全国・地域ブロックの連携体制整備や処理支援、進捗管理を担う

主体	主な役割
廃棄物処理業者	・ 平常時から災害廃棄物処理に係る体制を整備し、災害時には処理に協力する
事業者	・ 平常時から災害廃棄物の発生抑制や処理方法を検討し、災害時には処理に協力する
県民	・ 平常時より災害廃棄物の発生抑制に努め、災害時は適正に排出し、処理に協力する

第7節. 災害廃棄物処理の基本的な流れ

1. し尿・生活ごみ等以外の災害廃棄物の処理
2. 災害時のし尿・生活ごみ等の処理
3. 事務の委託等について
 - ・ 市町で対応困難な場合、地方自治法に基づく「事務の委託」等により県が市町に代わり処理する。
 - ・ 県は、被災市町の行政機能の状況、発生量、処理体制、他市町や処理業者団体等による処理支援の状況等を勘案し、受託するかどうか判断する。
4. 災害廃棄物の処理期間 ⇒スケジュール例を記載

⇒処理の基本的な流れを記載

第8節. 災害廃棄物処理に係る県の組織体制

1. 滋賀県災害対策本部
 - ・ 震度6弱以上の地震発生、特別警報が発表されたとき、『滋賀県災害対策本部』の『循環社会推進班』（＝循環社会推進課）を設置。同班が災害廃棄物処理業務に対応。
2. 循環社会推進班の体制
 - (1) 市町の災害廃棄物処理を県が支援する場合（＝基本対応）
 - ・ 循環社会推進班の各担当（総務担当、仮設トイレ担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、がれき等担当）に職員を配置。
 - (2) 事務の委託等により県が災害廃棄物処理を行う場合
 - ・ 通常の人員体制で対応困難な場合、琵琶湖環境部内の各班・地方機関等に協力要請。
 - ・ 仮置場・仮設処理施設整備等で土木・建築技術が必要なときは、関係部課に協力要請。
 - ・ 国や他県に東日本大震災の災害廃棄物処理を経験した職員等の派遣を要請。

第9節. 災害廃棄物処理に係る財源等

- ・ 財源となる国の災害等廃棄物処理事業費補助金等の概要を記載。

第2章 平常時の災害廃棄物対策 ※県独自あるいは県が市町と連携して取り組む対策

1. 市町の災害廃棄物処理計画策定に係る支援
 - ・ 災害時に混乱を来さないよう、市町の災害廃棄物処理計画策定を支援。
2. 廃棄物処理施設の施設情報の把握・情報提供
 - ・ 施設の処理能力、受入れ条件等を把握し、市町に情報提供。
3. 仮置場候補地の選定等
 - ・ 市町の候補地選定状況を把握しながら県有地等の情報提供を行うほか、必要に応じて県および関係市町等で保有する土地の情報共有を図る。
4. 市町における廃棄物処理体制の整備等
 - ・ 市町が行う処理施設の耐震化、処理施設の処理能力の確保、仮設トイレの備蓄、災害時も施設の稼働継続に必要な体制等について、市町に助言。
5. 災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る助言・情報提供等
 - ・ 災害時に活用する補助金の制度等を市町に周知。

6. 県・市町等職員に対する訓練・研修等

- ・ 本計画の周知や、最新の知見や訓練等を内容とした研修会を開催。

7. 県民等への情報提供

- ・ 家具の転倒防止や住宅の耐震化、退蔵品の適正な廃棄等の災害廃棄物発生抑制に係る情報提供。
- ・ 平常時から県民等に仮置場の設置や排出方法、分別方法等の理解を求める情報提供を実施。

8. 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制

(1) 県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援

- ・ 県・市町・一部事務組合間の支援、処理事業者団体からの支援が災害時に機能するよう平常時から連携し、情報交換等を実施。
- ・ 近畿・中部の大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会や全国知事会、関西広域連合等との連携を通じて、国や他県、処理事業者団体等との受援・支援体制を構築。

(2) 他都道府県の災害廃棄物処理への支援

- ・ 県外の大規模災害発生時に、人材および資機材提供等の支援や災害廃棄物の広域処理に係る調整等を円滑に実施できるよう、平常時から関係者と連携。

9. 災害廃棄物の処理方法の事前検討等

- ・ 市町による災害廃棄物の具体的処理方法の検討に対し、助言・情報提供。
- ・ 関係機関等と連携し、有害物質保管状況の把握や、事業所等への漏えい防止等の普及啓発。

第3章 発災後の災害廃棄物対策 ※県独自あるいは県が市町と連携して取り組む対策

第1節. 発災後の時期と対応業務の概要

- ・ 発災後の時期（初動段階、応急段階、復旧・復興段階）と対応業務を記載

第2節. 発災後の災害廃棄物処理の対応

1. 組織体制および指揮命令系統

- ・ 職員の安否確認・参集状況等を確認のうえ、循環社会推進班の各担当に職員を配置。

2. 連絡体制

- ・ 速やかに県災害対策本部、市町等、国、処理事業者団体等との連絡体制を確立。

3. 情報収集・連絡調整等

- ・ 災害廃棄物処理に必要な情報を収集し、連絡調整。

4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

- ・ 市町による災害廃棄物発生量・要処理量、処理可能量等の推計状況を把握し、とりまとめ。

5. 処理体制の構築

- ・ 処理施設の被害に応じて市町が行う復旧に関し、助言・情報提供。
- ・ 市町による仮置場整備や仮設トイレの設置、収集運搬体制に関し、助言・情報提供。
- ・ 廃棄物に伴う生活環境・公衆衛生の悪化が懸念される場合、市町に助言。

6. 県民等への情報提供

- ・ 市町等と連携し、収集・分別方法、仮置場等に関する情報を提供。

7. 災害ボランティアへの情報提供

- ・ 災害廃棄物処理に係る災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、分別方法等を情報提供。

8. 災害廃棄物処理に係る受援・支援

(1) 県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援

- ・ 市町から支援要請があった場合、処理の受入れや資機材提供や人員派遣等について、被災していない市町や処理事業者団体等と支援に係る調整を実施。

- ・ 県内では処理が困難な場合、速やかに受援体制を整え、災害時応援協定や近畿・中部の広域連携計画に基づき、国や他県等に支援を要請し、広域処理の調整を実施。
- (2) 他都道府県の災害廃棄物処理への支援
 - ・ 県外の大規模災害時には、大規模災害廃棄物対策行動計画や災害応援協定に基づく支援要請を踏まえて、資機材・人材の応援や広域的な処理の受入れ等に係る県内調整等を実施。
- 9. 事務の委託等の検討・実施
 - ・ 事務の委託等が適当な場合、災害廃棄物処理に関する事務を市町から受託し、処理を代行。
- 10. 災害廃棄物処理実行計画の策定 ※発災後に実際の被害状況を踏まえて策定する計画のこと
 - ・ 発生量、処理体制の被害状況等を踏まえ、方針、処理期間、処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を市町が策定する際に、その策定を支援。
 - ・ 事務の委託等で県が処理を行う場合、県が「滋賀県災害廃棄物処理実行計画」を策定。
- 11. 災害廃棄物処理の実施
 - ・ 市町が行う災害廃棄物処理に係る下記の取組に関し、助言・情報提供。
 - (1) 建築物等の解体・撤去
 - ・ 解体・撤去に関し、分別や有害物質等を考慮しながら行われるよう助言。
 - (2) 災害廃棄物の適正な処理・処分
 - ・ 市町が行う処理に関し、災害廃棄物の再資源化・最終処分量低減が図られるよう助言するほか、有害廃棄物・危険物が優先的に回収され、保管または早期処分を行われるよう助言する。
 - (3) 仮置場の運営・管理
 - ・ 下記を踏まえて仮置場の運営・管理を行われるよう市町に助言。
 - 運営に必要な資機材・人員の確保。
 - 仮設処理施設の必要性、必要基数、設置箇所の検討。
 - 火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策。
 - 持ち込まれる廃棄物の管理や、災害時の便乗投棄等防止の実施。
 - (4) 環境対策・モニタリング
 - ・ 周辺環境への影響や労働災害防止の観点による環境対策やモニタリングに関し、市町に助言。
 - (5) 災害廃棄物処理に係る予算確保等
 - ・ 補助金に関し、市町等に助言を行うほか、必要に応じて国に財政措置を要請。
- 12. 災害廃棄物処理の進捗管理
 - ・ 被災市町における処理の進捗状況を確認し、必要に応じて支援に係る調整等を実施。

第4章 計画の見直し等

- ・ 関係法令や指針の改定、最新の知見・技術、訓練等により得られた課題等を踏まえ、本県の災害廃棄物対策をより実効性あるものにするため、適宜見直す。